

江南市告示第 60 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項及び江南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 6 年条例第 29 号）第 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年度江南市一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

江南市長 澤田 和延

1 一般廃棄物の排出状況

- (1) ごみの排出量は自家処理を除き、23,817t（可燃ごみ 17,607t、資源ごみ 5,011t、埋立ごみ 275t、粗大可燃ごみ 179t、中型可燃ごみ 727t、中型不燃ごみ 14t、在宅医療廃棄物 4t）とし、適正処理に努める。
- (2) し尿の排出量は 1,615kl、浄化槽汚泥の排出量は 28,255kl とし、適正処理に努める。

2 一般廃棄物の処理主体

（一般家庭及び公共施設等から排出される可燃ごみ、資源ごみ等）

- (1) 可燃ごみは、委託業者及び許可業者（株愛北産業、大成環境株、株紙資源名古屋、木曾川環境クリーン株、株倉衛工業、有ケーアイ、有江南紙原料、シバタ株、有シンセイ、株大栄工業、大和エンタープライズ株、大和エネルフ株、有タツミ産業、株中部クリーンシステム、東海装備株、株富田商店、内藤商店株、株ハニダ、福田三商株、株富士商行、株トータルライフサポート、有ホテイクリーン、有芳村商店）が収集（火災廃材等、多量の場合は自己搬入）し、江南丹羽環境管理組合環境美化センターにおいて処分を行うものとする。
- (2) 資源ごみは、委託業者が収集（剪定枝・草の一部は自己搬入）し、委託業者（剪定枝・草の一部及び廃プラ（プラスチック類）は、江南丹羽環境管理組合環境美化センター）において処分を行うものとする。
- (3) 埋立ごみは、委託業者が収集（火災廃材等、多量の場合は自己搬入）し、江南市一般廃棄物最終処分場において処分を行うものとする。
- (4) 粗大可燃ごみは、電話申込みによる、有料戸別収集方式により、委託業者が収集し、江南丹羽環境管理組合環境美化センターにおいて処分を行うものとする。
- (5) 中型可燃ごみは、委託業者が収集（火災廃材等、多量の場合は自己搬入）し、江南丹羽環境管理組合環境美化センターにおいて処分を行うものとする。
- (6) 中型不燃ごみは、委託業者が収集し、委託業者において処分を行うものとする。
- (7) 在宅医療廃棄物は、委託業者が収集し、委託業者において処分を行うものとする。

(8) 特定家庭用機器廃棄物（小売店等に引取り義務がないものに限る。）は、許可業者が収集し、又は排出者が直接、指定引取場所へ搬入するものとする。

(事業所から排出される可燃ごみ)

可燃ごみは、許可業者（株愛北産業、大成環境(株)、株紙資源名古屋、木曾川環境クリーン(株)、株倉衛工業、(有)ケーアイ、(有)江南紙原料、シバタ(株)、(有)シンセイ、株大栄工業、大和エンタープライズ(株)、大和エネルギー(株)、(有)タツミ産業、株中部クリーンシステム、東海装備(株)、株富田商店、内藤商店(株)、株ハニダ、福田三商(株)、株富士商行、株トータルライフサポート、(有)ホテイクリーン、(有)芳村商店）が収集し、江南丹羽環境管理組合環境美化センターにおいて処分を行うものとする。

(し尿及び浄化槽汚泥)

し尿及び浄化槽の清掃に伴って生じる汚泥は、許可業者（株大栄工業、株倉衛工業、(有)ホテイクリーン）が収集し、愛北広域事務組合愛北クリーンセンターにおいて処分を行うものとする。

(一般廃棄物処理業許可業者)

現時点において、一般廃棄物の発生量に対する収集・運搬能力は既存の許可業者で確保されており、令和6年度における事業系一般廃棄物の総量も令和5年度程度を見込んでいるため、新規の許可申請については受け付けないものとする。

3 処理計画

(1) ごみ処理計画

可燃ごみについては、生ごみの減量化のため、ボカシや生ごみ処理機器の普及に努めるとともに、家庭、区・町内会、公共施設等から排出される剪定枝、草等のリサイクル処理を推進することにより、減量を図る。また、プラスチック製容器包装類と雑がみの分別の周知徹底と再資源化に努める。

資源ごみ、埋立ごみ、粗大可燃ごみ、中型可燃ごみ及び中型不燃ごみについては、市民への周知徹底により再資源化に努める。

(2) 生活排水処理計画

生活排水を処理するため、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、市民への周知徹底により、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換をできる限り速やかに行うことや環境負荷低減につながる発生源対策を行うことに努める。

(3) 収集運搬計画

ア 収集運搬量

区 分	委託業者 の収集運搬量	許可業者の 収集運搬量	自己搬入量	合 計
可 燃 ご み	13,310 t	4,297 t		17,607 t
資 源 ご み	3,736 t		1,275 t	5,011 t
埋 立 ご み	248 t		27 t	275 t
粗大可燃ごみ	178 t		1 t	179 t
中型可燃ごみ	671 t		56 t	727 t
中型不燃ごみ	14 t			14 t
在宅医療廃棄物	4 t			4 t
計	18,161 t	4,297 t	1,359 t	23,817 t
し 尿		1,615kl		1,615kl
浄化槽汚泥		28,255kl		28,255kl
計		29,870kl		29,870kl

※浄化槽汚泥には、ディスポーザ及びその対応浄化槽汚泥は含まない。

イ 収集区域 市内全域

ウ 収集回数

区 分	収 集 回 数
可 燃 ご み	委託業者の収集は週 2 回（年末年始を除く）、許可業者の収集は随時
資 源 ご み	委託業者が収集（概ね 15 日毎）
埋 立 ご み	委託業者が収集（概ね 15 日毎とする。）
粗大可燃ごみ	有料戸別収集方式により委託業者が収集（概ね 15 日毎とする。）
中型可燃ごみ	委託業者が収集（概ね 15 日毎とする。）
中型不燃ごみ	委託業者が収集（概ね 15 日毎とする。）
在宅医療廃棄物	委託業者が収集（月 1 回）
特定家庭用機器 廃棄物	許可業者が収集（随時）
し 尿	許可業者が収集（随時）
浄化槽汚泥	許可業者が収集（随時）

エ 収集方法

可燃ごみは路線収集及びステーション方式とし、その他の資源ごみ等はステーション方式とする。

その他、北部リサイクルステーション（和田町旭 181）を設置し、毎週月曜から土曜日（年末年始及び祝休日を除く）に、また、令和 6 年 4 月 7 日より、南部リサイクルステーション（布袋町西布 22-1）を設置し、毎週日曜、月曜、火曜日（年末年始及び祝休日を除く）に資源ごみの受け入れを実施する。

オ 集積場所

可燃ごみ置場は、環境課が保管する「可燃ごみ収集路線図」に記載の収集路線上に設置された場所とする。資源ごみ集積場所の所在は、環境課が保管する「資源ごみ集積場所位置図」によるものとする。それぞれの位置は、区・町内会と調整し、決定後は区・町内会が管理する。

カ 収集運搬する廃棄物の区分別の運搬先

区 分	運 搬 先
可 燃 ご み	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
資 源 ご み	委託業者の処分場 (剪定枝・草の一部及び廃プラは江南丹羽環境管理組合環境美化センター)
埋 立 ご み	江南市一般廃棄物最終処分場
粗大可燃ごみ	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
中型可燃ごみ	江南丹羽環境管理組合環境美化センター
中型不燃ごみ	委託業者の処分場
在宅医療廃棄物	委託業者の処分場
特定家庭用機器廃棄物	指定引取場所
し 尿	愛北広域事務組合愛北クリーンセンター
浄化槽汚泥	愛北広域事務組合愛北クリーンセンター

キ 適正処理困難物

特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する特定家庭用機器、資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に規定する指定再資源化製品、タイヤ、太陽熱温水器、プロパンガス容器、耐火金庫、ピアノ、バッテリー、機械用オイル、消火器、スプリング入りマットレス、業務用（農業用）機械器具、二次電池、農薬、塗料、ガソリン等油、ボウリング玉、建設廃材、冷媒にフロンガス等が使用されているもの（除湿器・冷水機・冷風機・除湿機能付き空気清浄機等）、事業所から出る粗大ごみ、その他処理が困難な物。

ク 排出禁止物

- ① 有害性物質を含む物
- ② 危険性のある物
- ③ 引火性のある物
- ④ 著しく悪臭を発する物
- ⑤ 特別管理一般廃棄物
- ⑥ 市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に支障を及ぼすおそれのある物（適正処理困難物を含む）

4 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

(ごみ処理施設)

施設名 江南丹羽環境管理組合環境美化センター
所在地 丹羽郡大口町河北一丁目 131 番地
炉形式 旋回流型流動床式焼却炉
能力 150t/24h (75t/24h×2 炉)

(し尿及び浄化槽汚泥処理施設)

施設名 愛北広域事務組合愛北クリーンセンター
所在地 岩倉市野寄町向山 760 番地
処理方式 高負荷脱窒素処理方式及び一次処理水の下水直接投入
能力 280kl / 日

(2) 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

区 分	委託業者の 収集運搬量	許可業者の 収集運搬量	自己搬入量	合 計
可 燃 ご み	13,310 t	4,297 t		17,607 t
粗大可燃ごみ	178 t		1 t	179 t
中型可燃ごみ	671 t		56 t	727 t
廃プラ (プラスチック類)	730 t			730 t
剪定枝・草			305 t	305 t
計	14,889 t	4,297 t	362 t	19,548 t
し 尿		1,615kl		1,615kl
浄化槽汚泥		28,255kl		28,255kl
計		29,870kl		29,870kl

(3) 残渣の処分方法

ごみ処理施設からの残渣は、処理施設内及び(公財)愛知臨海環境整備センターにおいて埋立処分する。

し尿及び浄化槽汚泥処理施設からの残渣は、委託業者 (三重中央開発(株)、(株)南信サービス、宇部興産(株)宇部セメント) において埋立処分又は資源化する。

(4) 他市町村への排出

施設名	区分	年間計画数量
(株)愛北リサイクル(犬山市)	プラスチック製容器包装類	500 t
野村興産(株)(北見市)	水銀含有廃棄物、乾電池	37 t
大和エンタープライズ(株) (大口町)	剪定枝、草	1,816 t
三重中央開発(株) (伊賀市)	在宅医療廃棄物	4 t
(株)ディーアイディー (一宮市)	可燃ごみ (事業系・アピタ等食品残渣排出分)	216 t
(株)ケミカルフォース (名古屋市)	可燃ごみ (事業系・平和堂食品残渣排出分)	65 t

5 最終処分計画

(埋立処分)

施設名 江南市一般廃棄物最終処分場

所在地 江南市小杣町鴨ヶ池地内

排出される廃棄物の搬入者別の内訳

市 254 t 自己搬入 38 t

埋立方式 準好気性埋立(サンドイッチ方式)

埋立深度 7m以内、埋立は一層 3m以内とし、中間覆土 50cm、上段覆土 50cm とする。

6 その他

- (1) 市民、事業者及び行政の協働により、ごみ減量「57 運動」を展開し、ごみの減量に努める。その手段として、広報紙・ホームページ等を活用するとともに、ごみ減量懇談会、施設見学会等を開催する。
- (2) ごみ減量と地球温暖化防止に向けて、マイバッグ持参によるレジ袋削減を引き続き啓発する。
- (3) 市民参加による適正な分別とリサイクルの推進のため、ボランティア分別指導員養成講座を引き続き開設する。
- (4) 可燃ごみの減量を目的として、生ごみ処理機、コンポスト及び密封発酵容器の購入に対し助成する。
- (5) 子ども会、PTA等が行う資源回収に対して助成を行い、団体の育成を図るとともに、資源化を促進する。
- (6) 公共用水域の水質汚濁防止のため、浄化槽の適正な維持管理(保守点検、清掃及び法定検査)の実施を啓発するとともに、廃食用油の回収を行い、BDFへのリサイクルを引き続き推進する。

- (7) 不法投棄を防止するため、ホームページ等で不法投棄の防止を啓発するとともに、市民へ不法投棄防止看板の貸与、また、資源ごみ集積場所において、地区へ監視カメラの貸与を実施する。
- (8) 資源ごみの持ち去り行為によるごみの散乱や売払い収入の減少を防止するため、随時、パトロールを実施する。
- (9) 事業所向けのごみに関する手引書を作成し、事業系一般廃棄物の適正な分別と減量に関する情報提供に努める。
- (10) ごみ処理基本計画の改訂及び食品ロス削減推進計画の策定の取組を通して、市民や食品関連事業者の食品ロス問題への意識の高揚を図り、削減に取り組む市民、事業者の割合の増加と食品ロス削減を推進する。
- (11) プラスチック資源循環促進法の趣旨に基づき、プラスチック製容器包装類の収集方法を見直し、分別区分を簡素化するとともに資源ごみ集積場所における立ち当番の負担軽減を図る。
- (12) 資源ごみ集積場所における収集容器の設置・管理に係る協力金を交付し、集積場所の運営・作業への協力体制の構築を支援する。